

特 許 願 (下)

(特許法額38条だだし書)の規定による特許出額)

昭和149 作 12 月 4

素 馬 英 章 特許庁長官 <del>② ↑ 木 − 一学</del> 展

1. 発明の名称<del>zapy s ウヒッケンタイ</del> 被 品 表 示 体

2. 特許請求の範囲に記載された発明の数

3. 発 明 者

ジングリ にはかうシンデン 長野県城東市大字広丘原新田 8 0 番地 シンショウを付 とのはり 信州特替株式会社 広丘工場内 か クラ 町 行 最 全 第 一

4. 特許出願人

長野県政防市大和8丁目8巻5号 信 州 精 通 株 式 会 社 代表収録役 中 村 価 也(他1名)

5. 代 兜 /

東京都渋谷区神宮前2丁目6番8号

(1664) 井門 上

6. 海附井畑の日盤

(1) (1) (2) (2) (2) (3) (4)

(3) & (f: 4).

) \*\*\* (

ı Xü ı Xü

1 20

19 日本国特許庁

## 公開特許公報

①特開昭 51-65656

43公開日 昭51. (1976) 6.7

②特願昭 49-/38470

②出願日 昭49.(1974)/2.4

審査請求 未請求

(全2頁)

庁内整理番号

7348 23

70/3 54 ⑤日本分類

104 G0 101 E9 101 E5 51 Int. Cl2

902F 1/13 909F 9/00

明 細 曹

発明の名称

液晶表示体

## 特許情求の範囲

1. 少なくとも二枚の電極板及び、数電極板間に 挿入された被晶及びスペーサーで構成される液晶 表示体に於いて、上記電極板間に液晶を注入する 為の穴がないことを特象とする液晶表示体。

2 一対の電極板、及び肢一対の電極板間に挟持された液晶物質と少なくとも酸液晶物質の外周に、一対の電極板を接着及び、液晶物質をシールするスペーサーとから構成される液晶表示体に於いて、液晶物質を注入する為の穴を設けないことを特徴とした液晶表示体。

疫卵の詳細な説明

<sup>プ</sup>本発明は液晶表示体のセル構造に関するもので、 ある。 本発明の目的は液晶の住入穴を設けずにセル内 部に液晶を充填させることにある。

一般に従来のセル構造は、第1図に示すとかり、二枚の電極板を極めて輝い間膜をもたせて、平行に接着し、上記間膜に液晶を充填する為、あらかじめ電極板又は接着層の一部に住入穴をあけてある構造となっている。

この方法によると、まずコスト面で液晶の住人、又住入穴の封止工程によるコスト高が安価な液晶表示体提供の障害となっている。又、品質面で、住入穴を通して外部より液晶を住入する為気危が発生して、住入穴の封止の際のシール性が悪く、液晶の劣化等の問題点があった。

本発明は、前述のような問題点を解決し、安定 した品質の液晶表示体を容易に製造できる構造に したもので、以下図面に基づき説明する。

第2図は、本発明に基づく放品表示体の具体例 断面図で、1,2は電極板、5はあらかじめ電極 板上に形成してあるスペーサー、4は液晶、6は 接着剤である。

特開 昭51-65656 (2)

第 5 図は本発明に基づく構造の液晶表示体の製作方法の具体例であり、以下製造方法に基づいて説明する。

まず、あらかになるとに有機物質あるいは無機物質のあるスペーサーを、スクリーン印象等の方法により形成してかき、その内側に配価をある。次に電価板1を重ね合わせ、両電価板を重ね合わせ、大変をである。次にではない。 外間部の 液晶を洗い たび、外間部に液状の接着の 成晶を流したる。

以上述べた機に、本発明によるセル構造では、 液晶住入穴を設けることなしに液晶を内部に充填 することが可能となり、安価な、品質安定性の高 い液晶表示体を市場に供給することが可能である。

## 図面の簡単を説明

第1凶は従来の液晶表示体の断面図である。

第2図は本発明の新面図である。

第 3 図は本発明に基づく製造方法の具体例であ

1 … 上電極板 2 … 下電極 8 3 … スペーサー 4 … 液 晶 5 … 液晶住入穴 6 … 接滑剤

以上



7 上記以外の出願人

度京都中央区銀路 4 丁目 3 箭 4 号 (236) 株式会社 题 訪 精 工 会 代表取締役 函 村 留 雄

